議案第17号

財産の取得(青谷上寺地遺跡保存用地)についての議決の一部変更について

次のとおり財産を取得することについての議決(平成21年1月27日議決)の一部を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分(以下「変更部分」という。)を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	変		更	後			変		更		前	
1 財産の	内容					1 財産の	内容					
種類	所	在	地	数	量	種類	所	在	地	类	X	量

l
$\frac{1}{2}$
l

2 相 手 方 2 相 手 方 鳥取市青谷町 鳥取市青谷町 個人 ほか52名 個人	ほか <u>47</u> 名
3 取得予定価格 3 取得予定価格 1,039,270,488円 981,600,318円	